



島根県報

令和8年1月23日（金）
号外 第 9 号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日	2
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数	2
衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日	2

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

令和8年1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

令和8年1月27日

島根県選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の数を次のとおり定める。

令和8年1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

島根県第一区 区画の数 6

島根県第二区 区画の数 6

島根県選挙管理委員会告示第4号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定める。

令和8年1月23日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

被登録資格の決定の基準となる日

令和8年1月26日

ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日

令和8年2月8日